

専用水道布設工事設計不適合等通知書

第 年 月 日

様

熊谷市長 小林 哲也 印

年 月 日で申請のあった専用水道布設工事の設計については、下記のとおり認定したので、水道法第33条第5項の規定により通知します。

記

1 認定事項

- (1) 水道法第5条に規定する施設基準に適合しない。
- (2) 水道法第5条に規定する施設基準に適合するかしないかを判断することができない。

2 専用水道施設の名称

3 専用水道施設の所在地

4 理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に熊谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において熊谷市を代表する者は、熊谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。